

平成25年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成25年3月29日
日 本 年 金 機 構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）第7条第1項の規定に基づき、平成25年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の平成25年度における調達目標

平成25年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達物品等をいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることとする。

1 紙類（納入印刷物も含めることとする）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー

2 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウェットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状。補充用を含む。）、のり（澱粉のり。補充用を含む。）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、

ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む。）、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド

3 オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード

4 O A 機器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、電子計算機、プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小形充電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、掛時計、プロジェクタ

5 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：携帯電話、PHS

6 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ

7 エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

8 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器

9 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）、電球形状のランプ

10 自動車等

調達を実施する場合は、基本方針に定める判断の基準を満足するものとする。

品目：自動車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油

11 消化器

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：消火器

12 制服・作業服

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：制服、作業服、帽子

13 インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス

14 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：作業手袋

15 その他繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ

16 設備

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム

17 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目：ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品、栄養調整食品、フリーズドライ食品、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機

18 工事

工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19 役務

調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

品目：省エネルギー診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、建物管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、建物等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送

Ⅱ 特定調達物品等以外の平成25年度に調達を推進する環境物品等及びその調達目標

特定調達物品等以外の物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 グリーン購入法の調達の推進を図るため、機構内に推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおりとする。
- 2 この調達方針は、日本年金機構の全ての部署に適用とするものとする。
- 3 調達の実績は、可能な限り品目ごとに取りまとめ公表するものとする。
- 4 機器類等の使用については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努めるものとする。
- 5 物品調達を担当する職員及び使用する職員等に対して、環境物品等の調達推進について意識の向上を図るため、随時グリーン購入法の仕組みについて普及啓発を図るものとする。

- 6 物品等を納入する業者、役務提供事業者、工事の請負業者、及び当機構が実施する事業に従事する者に対し、この調達方針に準じた環境物品等の調達を推進するよう働きかけることとする。

別紙

日本年金機構 グリーン調達推進体制

グリーン調達推進本部

本部長	人事・会計部門担当理事
副本部長	調達部長
本部員	調達管理グループ長
	契約グループ長